

令和3年度

札幌市本庁舎厨房ダクト点検清掃業務

業 務 仕 様 書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎厨房ダクト点検清掃業務仕様書

1 目的

本庁舎内の厨房に設置している排気設備の機能を保全し、火災予防等のために業務を委託するものである。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象

- (1) 地下1階食堂、厨房排気フード及び排気ダクト
- (2) 18階レストラン、19階喫茶厨房内排気フード及び排気ダクト
- (3) 排気ダクト内各ダンパー及びフィルター等
- (4) 厨房排気ファン（株増島製作所製）

- ① 18階厨房排気ファンNo.1 #3 5,400 m³/h×30mmAq×1.5kw
- ② 18階厨房排気ファンNo.2 #2 1/2 ODS-RH 9,600 m³/h×60mmAq×5.5kw

4 業務内容

受託者は次の業務を実施すること。

- (1) 本庁舎内各厨房に設置している排気フード、グリスフィルター、排気ダクト、排気ファン及びダンパー、ダクトフィルター等の点検清掃を行う。
- (2) 排気ダクト、排気フード内部及びダンパーについて、ケレン工具及びブラシ・洗剤等を用いて洗浄清掃する。
- (3) ダクト清掃に用いた開口部は、作業後亜鉛鉄板及びシーリング材等を用いて補修を行う。
- (4) 排気ファンについて送風機およびモーターの分解点検及び清掃を行う。
- (5) 排気排気ファンの送風機および、モーター軸受ベアリング交換及びVベルトの交換を行う。

・交換部品

1 8階厨房排気ファンNo.1	ファンベアリング	UCP306×1
		UCP204×1
	モーターベアリング	6205ZZ×2
	Vベルト	A-73 ×2
1 8階厨房排気ファンNo.2	ファンベアリング	UCPX06×1
		UCP203×1
	モーターベアリング	6306ZZ×1
		6308ZZ×1
	Vベルト	B-58 ×2

- (6) 排気ファンの分解清掃後、絶縁測定および運転電流の計測を行う。
- (7) 作業対象部分及び資材搬入部分等はすべてポリフィルム等で養生を行う。
- (8) 作業終了後は、原状復帰することとし、整理清掃を十分に行うこと。

5 履行期間

令和4年(2022年)3月28日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	2	契約後すみやかに
業務工程表	2	契約後すみやかに
業務報告書	1	業務完了時
業務完了届	2	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

8 作業計画

受託者は、作業実施前に、作業手順、使用資材等の作業内容を委託者に説明し、了解を得ること。なお受託者は、委託者が指示する場合、作業内容、使用資材、詳細工程等、必要事項を記載した作業計画書を、作業実施前に提出すること。

9 安全及び衛生の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこととし、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

また、業務対象箇所が食品を扱う場所であることから、作業にあたり衛生の確保に十分配慮して業務を遂行すること。

10 設備等の破損事故

作業の実施にあたり、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

12 業務報告

受託者は、実施した作業結果について、内容、使用資材、設備の異常の有無及び処置等、必要事項を記載した報告書（写真添付のこと）を提出すること。

13 その他

- (1) 業務に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 庁舎内及び敷地内の作業については、委託者の指示する時間帯に実施すること。
(作業時間帯は、原則として開庁時間外とする。)
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については、委託者との協議により業務を進めること。

14 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。